

日本知的障害者福祉協会

今後の障害福祉施策に係る基本要望項目

- ① 障がい者総合福祉法においても障害福祉サービスに係る給付は義務的経費としていただきたい。

障害者自立支援法の施行により、それまで裁量的経費であったグループホームや居宅介護（ホームヘルプ）が義務的経費の対象となったことは大いに評価しています。

一方で、市町村が取り組むべき事業として地域生活支援事業が法定化されましたが、裁量的経費であるため助成額の抑制や利用制限などの市町村格差が生まれています。

障がい者総合福祉法においても、障害者自立支援法の自立支援給付は引き続き義務的経費とするとともに、地域生活支援事業のうち移動支援など地域社会で生活するために不可欠な事業についての給付は義務的経費とすることを求めます。

- ② 障がい者総合福祉法においては利用しやすいサービス体系とするため簡素化を図っていただきたい。

障害者自立支援法による事業体系は、サービスに係る給付が介護給付と訓練等給付に分かれ、利用条件等により日中活動サービス等が利用しにくいなど複雑な体系となっています。また、事業者にとっても事務量の増加や、利用者の時々の希望に応じた柔軟な支援対応が困難な状況となっています。

よって、介護給付と訓練等給付に分かれている給付費を一本化し、利用者の希望によるその時点での最適な支援を選択できるよう個別支援計画の充実を図ることとし、ニーズにそったサービス体系の簡素化を図られるよう求めます。

- ③ 地域福祉の専門拠点として、入所・通所サービス機能の充実・強化をしていただきたい。

これまでの施設機能を活かし、地域生活に備えるための生活支援や就労支援の場としての機能や、強い行動障害のある方・地域生活の中で様々な困難を抱え 24 時間の支援を必要としている方への支援、地域住民の障害理解のための啓発活動、地域で暮らす方への相談支援体制の拡充・強化が図れるよう入所・通所事業所の充実・強化を求めます。

- ④ 地域生活を支えるグループホーム・ケアホームの推進・強化をしていただきたい。

地域移行が単に住まいへの移動だけではなく、障害のある方々が地域の中で安心と安全を保障されるよう、グループホーム・ケアホーム制度の更なる推進・強化を求めます。

また、消防法施行令の改正でグループホーム等が社会福祉施設と位置づけられるようになったことにより、消防署の立ち入り検査をきっかけとして建築確認を求められ、建築基準法上の用途が問題となっている自治体が出てきています。この課題について厚生労働省・総務省・国土交通省が連携して解決に向けた取り組みを行うよう求めます。

⑤ 高齢知的障害者対策の充実・推進をしていただきたい。

日本の高齢化に伴い、知的障害者の高齢化の問題も出てきています。本会調査によれば、入所施設において「高齢化が問題となっている」と回答した施設は約8割と高率となっており、日常生活における介護、保健・医療ケア、心のケア、建物・設備など、高齢利用者への対応で苦慮していることから、新たに高齢知的障害者対策の充実・推進を求めます。

⑥ 障害児支援は、児童福祉法の見直しを含め、子どもの施策として位置づけていただきたい。

「障害」という概念で捉える前に「子ども」であり、法の下での平等のもと障害の有無に関わりなく全ての児童が心身ともに育成される権利があります。障害者権利条約7条においても障害の有無に関わらず障害のある児童とない児童が平等であると明記されています。

また、「障害児支援の見直しに関する検討会」においてもノーマライゼーションの視点からできるだけ一般施策の中で行うとの結論に至っています。

よって、障害児支援は、児童福祉法の見直しを含め、子どもの施策の中に位置づけることを求めます。

⑦ 支援の安定的な継続のため、報酬は原則月額としていただきたい。

福祉サービスに係る報酬の日額制による収入の減少は、事業経営に影響するのみでなく、利用者支援の質の確保を困難にしています。

福祉サービスに係る報酬はホームヘルプサービスなど日額が適当と思われるものを除き、原則月額とするよう求めます。

⑧ 職員が希望を持って働ける職場づくりと、有能な人材の確保のため、サービスに係る報酬を抜本的に見直していただきたい。

平成21年度の平均5.1%の報酬単価の引き上げや福祉・介護の処遇改善事業などの取り組みは評価しております。しかしながら、社会福祉施設職員の平均年収は他の産業に比べ、いまだ非常に低い水準にあります。人員配置基準に見合う適正な報酬単価とするとともに、福祉・介護の処遇改善事業を継続するなど、施設職員の処遇改善に向けた取り組みを求めます。

⑨ 支給決定にあたっては、知的障害者の障害特性を十分配慮し、本人の自己決定に向けた専門的支援ができる体制づくりを求めます。

知的障害のある人の中には、情報を理解し自らの意思を決定する過程に支援を必要としている人が多くいるため、ケアマネジメントの視点が重要となります。このことは、自らの意思により福祉サービスを求めることのできる人たちと大きく異なる点であります。

支給決定にあたっては、知的障害者本人の自己決定に向けた協働的な支援が可能となるような制度の構築を求めます。

⑩ 障がい者総合福祉法施行まで、障害者自立支援法の体系に移行できない経過措置事業所の再

継続を求めます。

障害程度区分や人員配置基準、報酬構造など自立支援法の抱える様々な課題等の見直しがされないままでは新体系事業への移行が困難な施設も多くあります。

また、平成 25 年には新たに障がい者総合福祉法（仮称）が施行されることを鑑み、廃止される障害者自立支援法の事業体系への移行自体に疑問が生じています。

よって、障がい者総合福祉法施行まで、中期的ビジョンを立てた上で障害者自立支援法の体系に移行できない経過措置事業所の再継続を求めます。